（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第三十条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第三十一条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号ホ中「ハまで」を「ニまで」に改める。

（小型船造船業法の一部改正）

第三十二条　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第三十三条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号チ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）」を加える。

（警備業法の一部改正）

第三十四条　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第八号ただし書中「前各号」の下に「及び第十号」を加える。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第三十五条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人であるときは、当該法人又はその役員）」を加える。

第三十二条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（貸金業法の一部改正）

第三十六条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「氏名」の下に「、商号又は名称」を加える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（浄化槽法の一部改正）

第三十七条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

第三十六条第二号リ中「チまで」の下に「又はヌ」を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第三十八条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第九号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第三十九条　施行日が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第　　号）の施行の日前である場合には、前条（見出しを含む。）中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」と、「同条第九号」とあるのは「同条第五号」とする。

（鉄道事業法の一部改正）

第四十条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

（港湾労働法の一部改正）

第四十一条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第四十二条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）」を加える。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第六号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第四十三条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「前二号」の下に「又は次号」を加える。

（保険業法の一部改正）

第四十四条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十九条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第四十五条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第七号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第四十六条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第二十四条第一項第五号中「又は次号」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四十七条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第四十七条第七号及び第八十二条第六号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四十八条　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第八条第一項第六号中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

第二十六条第一項第二号イ中「法定代理人」の下に「（法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第四十九条　施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、前条のうち高齢者の居住の安定確保に関する法律第八条第一項第六号の改正規定中「第八条第一項第六号」とあるのは、「第七条第一項第三号」とする。